## 構造改革特別区域計画

- 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新潟市
- 構造改革特別区域の名称 新潟市国際創業特区
- 3. 構造改革特別区域の範囲 新潟市の全域
- 4. 構造改革特別区域の特性

新潟市は、明治の開港 5 港の一つに数えられるなど、古くから港を中心とした港湾都市として、日本国内はもとより日本海側の対岸諸外国とも文化的・経済的交流を積極的に行ってきた。

平成19年4月には、本州日本海側初の政令指定都市へ移行し、港湾・空港・高速道路など、恵まれた交通基盤を活かしながら環日本海地域における拠点都市として地域経済の更なる活性化を推進している。

また, 近年では以下①~④のトピックがある。

- ①空の玄関口である新潟空港では大手航空会社に属さない地域航空会社として,「トキエア」による 14 年ぶりの定期便参入が予定されており,国内 5 路線が 2024 年以降就航予定である。また,新型コロナウイルス感染症の影響で運休になっていた国際路線も運航を再開し始めている。
- ②陸の玄関口である新潟駅でも約60年ぶりにリニューアルされ鉄道を挟んだ南北市街地の一体化が進むとともに、「にいがた2km」という新潟市の政策により活発な再開発が進められており、新潟駅周辺が生まれ変わっている。
- ③国際的な大規模会議の誘致に成功し,2023年5月にG7財務大臣・中央銀行総裁会議が新潟市で開催され,G7財務大臣・中央銀行総裁声明が出されるなど拠点性が高まっている。
- ④近隣の佐渡市では「佐渡島の金山」が世界文化遺産に推薦が決定し、佐渡市の両津港と新潟港を結ぶ新潟航路を有している新潟市へも波及効果が期待されている。
- このような国内外が注目するトピックが新潟に発生しており、更なる物流及び人流の

重要な動脈となることが期待される。

本市は、これまでも北東アジア経済圏の形成を目的に「北東アジア経済発展国際会議」や「日露エネルギー・環境対話」などの国際会議を開催してきたほか、中国北京市に「新潟市北京事務所」を開設するなど、北東アジア諸国との情報交換や企業誘致活動などを行っている。

平成 26 年 1 月に、新潟市の公益財団法人新潟市産業振興財団が、台湾の財団法人工業技術研究院との間で、当地域の企業とのビジネスマッチングの促進を目的とした覚書を交わしているほか、本市には韓国、ロシア、中国の各総領事館やフランス、モンゴルの名誉領事館が設置されるなど経済面において交流しやすい環境が整っている。

また、本市は都市部と田園地域とが調和し、日本一の水田面積を誇る全国有数の大農業都市として発展を続けており、トップクラスの農業と多様な食料品製造業が本市の産業発展を牽引してきた。近年では、本市がこれまで「強み」としてきた「食」と「農」に国内外の先駆的なテクノロジーを掛け合わせる「フードテック」「アグリテック」に注目し、本市の食関連産業のイノベーションを促し、パートナーとなるテック系スタートアップ企業とともに、双方が成長する仕組みづくりを進めてきた。

こうした本市のポテンシャルを活かし、外資系企業等誘致事業を展開しており、外 資系企業等の進出によりもたらされる経済波及効果として、地域経済の活性化や国際 化に果たす役割は非常に大きいと期待される。

# 5. 構造改革特別区域計画の意義

# (1)計画のねらい

1990 年代初めのバブル経済崩壊以降,大手企業はもとより,中小企業の海外進出に拍車がかかった。それに伴い,この30年程の間に全国各地で産業の空洞化現象が深刻化してきている。この海外進出状況を見ると大手企業の場合,多国籍企業としての世界戦略の一環として進出しているのが一般的であるが、中小企業の場合は生き残りをかけて海外に進出するという面が大きい。「経済のグローバル化」が叫ばれるようになって久しいが、国内事情だけを考えて地域経済の振興を図ろうとしても、それだけでは産業の空洞化を止めることはできない。

したがって地方自治体として産業振興、雇用の確保の観点から対策を講じることが必要となる。

そうした中で、平成 18 年に「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」として、本市が設置する「にいがた e 起業館」(新潟市新事業創出支援施設)が特例措置を受ける施設として認定された。認定以後、外資系企業等の誘致活動に寄与

してきたが、立地場所や固定された間取り並びに設備の陳腐化など、近年の創業ニーズに合わなくなってきたことから、平成26年3月末をもって運営を終了した。

これにともない、民間事業者が、インキュベーション施設として「プラーカ3」内に新設したレンタルスペース(当時の名称は「ジョブプレイス新潟駅南」)の一部を助成の対象に新たに指定し、「新潟市国際創業特区」として認定された。

また, 令和 4 年 3 月 17 日には本市が所管する「新潟市バイオリサーチセンター」の 一部を助成の対象に新たに指定し認定された。

今回,現在指定しているプラーカ3のレンタルスペースから「プラーカ3」の全ての賃貸フロアに拡充するとともに,「プラーカ1」,「プラーカ2」の全ての賃貸フロアを助成の対象に新たに指定し,「新潟市国際創業特区」として特定しようとするものである。プラーカは新潟駅南口という新潟市随一の立地にあり,事業者からの引き合いも多い場所である。そのため,特定のスペースのみの指定では入居できる部屋がない状況が生まれてしまう可能性が高い。また,当該施設は状況に応じて改築を行っており,小売店のテナントを入れていた場所を時間貸などのレンタルスペースに改築したり,部屋の区切りを無くし大部屋にするなど,スペースの形態も適宜変化するため,全ての賃貸フロアに対して指定を行うことで,入居形態に柔軟に対応できるよう措置する。

本市は、こうしたソフトインフラを整備することにより、外資系企業等の進出を促進し、地域経済の活性化や国際化はもちろん、社会や文化、教育など多方面にわたり、 直接・間接的波及効果を地域にもたらすことを期待するものである。

## (2) 外資系企業誘致がもたらすもの

外資系企業等の誘致は、先に述べた産業の空洞化を抑止し、地域経済の活性化を図ることにあり、そのメリットは以下のとおりである。

# ①雇用の確保

外資系企業等の進出は地域経済の活性化や雇用の創出に効果がある。

対日直接投資の主たる業種は非製造業が多く、最近の傾向としてサービス業分野での日本への投資が増加傾向にあり、とりわけ IT 技術を活用した新しいテクノロジーと既存産業を掛け合わせたテック系の新産業分野は世界的に注目されている。新産業への参入や、販売力の強化、事業拡大、サービスの向上等を理由に雇用を拡大しようとする外資系企業等が多くなると推測される。

# ②技術・経営ノウハウの導入

外資系企業等の参入により、市内企業の競争力が強化されることが考えられる。 品質・価格だけでなく、ブランドカ・環境対応・サービスの違いなどからこれまで になかった考え方や商品が入ってくることで、競争を促進させる効果が生じる。更 に、このような新たな技術や経営手法の導入により企業が発展し、優れた製品やサ ービスを消費者に提供できることで地域経済の活性化に繋がることが期待される。 また、環境や社会課題などの課題解決に新技術や新たなサービスを用いて取り組む、テック系の外資系スタートアップ企業と、市内企業との協業により新たなビジネスが創出される可能性があり、クラスター化も期待される。

## 6. 構造改革特別区域計画の目標

地域経済の活性化を図るためには、産業振興、雇用の確保といった観点から地域内の 既存企業に頼るだけでなく、外資系企業等の誘致を促進し、新たな産業や雇用の創出を 加速させる必要がある。

そのためには誘致や起業のための環境整備が不可欠であり、特に本市が強みとする「食」「農」分野の既存企業と IT 技術を駆使するテック系スタートアップとの協業が可能な環境が整うことで、さらなる呼び水となり、有効かつ大きな可能性を持つと考えられる。

その手段として引き続き「新潟市国際創業特区」の認定を受けることにより、環日本 海における拠点都市としての基盤をより強固なものにするとともに、外資系企業等を誘 致するためのセールスポイントとして一層の活用を図るもの。

#### 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

新潟市では、平成 16 年度から積極的に外資系企業等の誘致に取り組んでおり、その一環として、同年 10 月には外国企業支店等の開設準備を行うビジネスマンへの在留資格付与(特例措置番号 509)を内容とする構造改革特別区域計画を申請して同年 12 月に認定された。

なお、同特区は平成 17 年 9 月に全国展開され 11 月に認定の取消しが行われたが、新たに平成 18 年 3 月に国際創業特区として「にいがた e 起業館」を指定し外資系企業等の誘致に寄与してきた。

その後、平成26年3月末の「にいがたe起業館」の終了に伴い、「プラーカ3」内のレンタルスペースを特例措置を受ける施設として指定し、積極的な外資系企業等の誘致活動を展開し、地域内経済のさらなる活性化を推進してきた。

この間、本事業をセールスポイントとしながら、積極的に企業誘致活動を行ってきた結果、中国企業など6社(平成18年度以降分)が新潟市内において会社を設立するに至っている。

今回,「プラーカ1」,「プラーカ2」,「プラーカ3」の全ての賃貸フロアに対して特例措置を受ける施設に指定し,市内中心部への進出ニーズに応えられる態勢を整えていくことで,これまで以上に積極的な外資系企業等の誘致活動を展開し,地域内における

雇用の創出や新たなビジネスチャンスの創出など、地域内経済のさらなる活性化への効果が期待できる。

# 8. 特定事業の名称

地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業

# 別紙 1

# 1. 特定事業の名称

5 1 2 地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業

## 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

新潟市国際創業特区内における「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設 促進事業」に該当する、特区内に支店を開設又は勤務しようとする外国人

# 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日 特区計画の認定後

# 4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

新潟市国際創業特区内における「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に該当する、特区内に支店を開設又は勤務しようとする外国人

- (2)事業が行われる区域 新潟市の全域
- (3)事業の実施期間 特区認定の日から

#### (4) 事業により実現される行為

現在、新潟市では外資系企業等の誘致活動の一環として、「プラーカ3」のレンタルスペースと「新潟市バイオリサーチセンター」を助成対象施設に指定しており、当該施設に進出の意向を示し、支店等開設準備を行う場合に、その準備等を行う外国企業の職員に対し、本邦における事業所としての拠点確保が確実であるとみなして、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、当該在留資格を付与している。今回、新たに「プラーカ1」、「プラーカ2」、「プラーカ3」の全ての賃貸フロアを助成対象施設に指定することで、地域経済のさらなる発展が見込めることから、特例措置を受ける対象施設として追加指定し、外国企業等が進出しやすい環境を確保するもの。

# (5)特例措置を受けようとする施設

①プラーカ1

所在地:

〒950-0911 新潟県新潟市中央区笹口1丁目1番

当該施設のうち、特例措置を受けようとする部分:

地下1階~3階

特例措置を受けようとする部分に係る各種情報:

〇所有者

新潟市中央区米山2丁目5番地1 木山産業株式会社 代表取締役社長 木山 光

〇所有者の所有区分

地下 2 階~3 階

〇当該区分の入居状況

全賃貸スペース満室

(令和5年12月末日現在)

○施設の確保に係る誓約書の有無等その他

当該施設は外資系企業等が事業所として利用する場合に、本市が助成の対象に指定している施設であり、外資系企業等の入居に当たり賃貸借契約を行う意思を記した誓約書を所有者から得ている。

入居対象者その他必要な事項:

特に定めなし

# 支援内容:

特例措置の指定を受ける部分は株式会社木山産業が新潟駅南地区において所有する賃貸区画である。本市は同社と連絡を密にとり、新たに同施設を利用する事業者に対して必要な情報を提供するなど、新規事業の立ち上げを支援している。

# ②プラーカ2

所在地:

〒950-0911 新潟県新潟市中央区笹口1丁目2番

当該施設のうち、特例措置を受けようとする部分:

地下1階~7階

特例措置を受けようとする部分に係る各種情報:

〇所有者

新潟市中央区米山2丁目5番地1

木山産業株式会社 代表取締役社長 木山 光

〇所有者の所有区分

ビル全部

〇当該区分の入居状況

全賃貸スペース満室

(令和5年12月末日現在)

○施設の確保に係る誓約書の有無等その他

当該施設は外資系企業等が事業所として利用する場合に,本市が助成の対象に指定している施設であり,外資系企業等の入居に当たり賃貸借契約を行う意思を記した誓約書を所有者から得ている。

入居対象者その他必要な事項:

特に定めなし

#### 支援内容:

特例措置の指定を受ける部分は株式会社木山産業が新潟駅南地区において所有する賃貸区画である。本市は同社と連絡を密にとり、新たに同施設を利用する事業者に対して必要な情報を提供するなど、新規事業の立ち上げを支援している。

# ③プラーカ3

## 所在地:

〒950-0917 新潟県新潟市中央区天神1丁目1番

当該施設のうち、特例措置を受けようとする部分:

地下1階~7階

特例措置を受けようとする部分に係る各種情報:

〇所有者

新潟市中央区米山2丁目5番地1 木山産業株式会社 代表取締役社長 木山 光

〇所有者の所有区分

ビル全部

- 〇当該区分の入居状況
  - 一部空きあり

(令和5年12月末日現在)

○施設の確保に係る誓約書の有無等その他

当該施設は外資系企業等が事業所として利用する場合に,本市が助成の対象に指定している施設であり,外資系企業等の入居に当たり賃貸借契約を行う意思を記した誓約書を所有者から得ている。

入居対象者その他必要な事項:

特に定めなし

## 支援内容:

特例措置の指定を受ける部分は株式会社木山産業が新潟駅南地区において所有する賃貸区画である。本市は同社と連絡を密にとり、新たに同施設を利用する事業者に対して必要な情報を提供するなど、新規事業の立ち上げを支援している。

# ④新潟市バイオリサーチセンター

#### 所在地:

〒956-0841 新潟県新潟市秋葉区東島 316-2

当該施設のうち、特例措置を受けようとする部分:

1階 共同利用研究室-1

研究・実験室-1,2

2階 共同利用研究室-2, 3, 4, 5

研究・実験室-3

分析·測定室-1,2

3階 共同利用研究室-6,7,8,9,10,11 研究・実験室-4

特例措置を受けようとする部分に係る各種情報:

〇所有者

新潟市

〇当該区分の入居状況

全室満室

(令和5年12月末日現在)

〇その他

当該施設は本市が所管し、指定管理を行っている施設である。外資系企業等が事業 所として利用する場合に、本市が助成の対象に指定している施設であり、外資系企 業等の入居が可能。

入居対象者その他必要な事項:

特に定めなし

## 支援内容:

特例措置の指定を受ける部分は新潟市が所有する研究室である。本市は指定管理者 と連絡を密にとり、同施設を利用する事業者に対して必要な情報を提供するなど、 当該施設の管理運営に関与している。

#### (6) 当該助成に関する情報

(1)名称

新潟市外資系企業等進出促進補助金交付要綱

②目的

市内に進出する外資系企業等に対し、新潟市外資系企業等進出促進補助金を交付し、外資系企業等の誘致を促進することにより、雇用の創出及び本市経済の活性化を図るもの。

③助成金交付の有無

有

概要:参考資料「新潟市外資系企業等進出促進補助金交付要綱(令和6年4月 1日要綱改正予定)」のとおり

## (7) 事業が開始されなかった場合の措置

当該外国人が本邦に入国後,3ヶ月以内に事業を開始しない場合は,出入国管理及び難民認定法第22条の4に定める在留資格の取消しの対象となることから,本市は次のように対応する。当該外国人の所在を確認の上,速やかに出入国在留管理庁から指定された官署に報告し指示に基づき,当該外国人に対して帰国を求め,さらに,当該出張所の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力を行う。なお、失踪した場合においては、速やかに当該出張所に報告し指示に基づき警察等の関係機関へも連絡する。

# 5. 当該規制の特例措置の内容

規制の特例措置に該当することを判断した根拠

(1) 外国企業(地方公共団体において,事業の実施が確実で当該事業の実施が特区内の 産業発展等に資すると認める外国企業に限る。)が本邦において事業を行う拠点とな る当該特区内の事業所の確保を支援するため、当該外国企業に対して当該特区内に おいてその事業の用に供する施設を助成の対象として指定し又は地方公共団体等が 転貸するための必要な措置が講じられていること。

新潟市では「新潟市外資系企業等進出促進補助金交付要綱」第4条第2項において「プラーカ1,プラーカ2,プラーカ3」の全ての賃貸フロア及び「新潟市バイオリサーチセンター 共同利用研究室-1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,研究・実験室-1,2,3,分析・測定室-1,2」の部分を助成の対象として指定予定である。

併せて同要綱中の別記様式第3号の中で助成の対象となる事業所名,所在地等を助成の対象として指定することとしている。

本市は、これまで外資系企業等の誘致活動を展開しているが、1社でも多くの有望な投資関心企業を発掘することを目的に、中国、韓国、ロシアにおいて「新潟市投資環境説明会」を開催してきたほか、他団体と連携して、新潟での商談や投資を検討しているビジネスマンを招聘している。

また、新型コロナウイルスの影響で運休中だった「新潟=ハルビン線」が令和6年1月15日に運航再開するのを契機として、中国の旅行関係の企業から新潟市への進出意向が示されており、現在進出に向けて調整中である。なお、今後も定期的に、新潟市内のパートナー候補企業の紹介や市場調査、専門家紹介などの支援を行うなど、国内外での企業誘致活動を引き続き展開する予定である。この他、ホームページなどによる広報を通じて助成又は事業所の提供を希望する外国企業を引き続き募集することとしている。

なお、5の(5)に記載のとおり特定する施設の所有者から外国法人に対して当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書を得ている。あわせて、外資系企業等が賃貸借契約を行った場合の契約書の写しは5の(6)に記載のとおり本市へ提出させ速やかに出入国在留管理庁から指定された官署に提出するほか、事業計画及び商業登記事項証明書(全部事項証明書)等についても5の(7)に記載のとおり提出を求め、地方出入国在留管理局に報告を行うこととしている。

誘致対象企業が進出し、貿易拠点又は製造拠点として事業展開することにより現在の厳しい経済状況の中、本市においては雇用の創出が期待できるとともに、市内に所在する既存の企業との取引の活発化や独自の経営ノウハウによる新たな事業の展開が見込まれるなど既存の企業に与える影響は大きく、地域産業の発展に資するものと考える。

以上のことから、事業の用に供する施設を提供するための必要な措置が講じられているものと判断した。

(2) 当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。

新潟市では外資系企業等の誘致を促進するため構造改革特別区域計画「4. 構造改革特別区域の特性」に記載の事業を展開しているが、取り組みの成果もあって、これまで中国企業など6社(平成18年度以降分)が新潟市内において会社を設立するに至った。

指定施設は、企業のニーズに合わせた柔軟な支援を行うことが可能となっており、 一層積極的に企業誘致活動を行うことができる。今後はその優位性をセールスポイン トとしながら既に新潟市へ進出した外資系企業等からの情報提供などを通して更なる企業誘致に繋げていきたい。これらのことから、今後も外資系企業等の集積が見込めるものと判断した。

(3) 当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。

新潟市の産業の特色は食料品分野の集積にある。

2020 年度に経済産業省が実施した「工業統計調査」によると、本市において「食料品製造業」は製造品出荷額等が 24.7% (1 位、約 2,832 億円)、事業所数が 20.5% (1 位、195 件)、従業員数が 30.7% (1 位、11,518 人) といずれも上位を占めている (表 5-1)。

表 5-1 新潟市の工業統計

(単位:件、人、万円)

			( <del>+</del> 四・口,/(,/) 1/						
産業中分類	事業所数	割合	従業員数	割合	年間製造品出荷額等	割合			
食料品製造業	<u>195</u>	<u>20.5%</u>	<u>11,518</u>	30.7%	<u>28,319,541</u>	24.7%			
バルブ・紙・紙加工品製造業	21	2.2%	1,441	3.8%	<u>14,353,259</u>	<u>12.5%</u>			
金属製品製造業	<u>157</u>	<u>16.5%</u>	<u>4,991</u>	13.3%	<u>11,014,860</u>	9.6%			
化学工業	<u>18</u>	<u>1.9%</u>	<u>1,869</u>	<u>5.0%</u>	<u>23,016,517</u>	20.1%			
輸送用機械器具製造業	<u>59</u>	6.2%	3,383	9.0%	<u>9,399,241</u>	8.2%			
その他	<u>499</u>	<u>54.8%</u>	<u>14,276</u>	38.3%	<u>28,586,348</u>	24.9%			
숨 計	<u>949</u>	100.0%	<u>37,478</u>	100.0%	<u>114,689,766</u>	100.0%			

(出所) 2020 年工業統計調査

令和 3 年度に経済産業省が実施した「経済センサス活動調査」によると、本市における「飲食料品卸売業」は年間商品販売額が 35.4% (1 位、約 7,840 億円)、事業所数が 18.3% (3 位、408 件)、従業者数が 23.5% (2 位、5,325 人)、「飲食料品小売業」においては年間商品販売額が 26.5% (1 位、約 2,378 億円)、事業所数が 27.9% (1 位、1,431 件)、従業者数が 38.6% (1 位、17,530 人) となっておりいずれも上位を占めている (表 5–2)。

表 5-2 新潟市の商業統計

(単位:件,人,万円)

	産業中分類	事業所数	割合	従業員数	割合	年間商品販売額等	割合
売	各種商品卸売業	<u>20</u>	0.9%	<u>553</u>	2.4%	3,559,700	1.6%
	繊維・衣服等卸売業	<u>57</u>	2.6%	<u>460</u>	2.0%	<u>1,403,200</u>	0.6%
	飲食料品卸売業	<u>408</u>	<u>18.3%</u>	<u>5,325</u>	23.5%	<u>78,399,500</u>	<u>35.4%</u>
	建築材料,鉱物・金属材料等卸売業	<u>572</u>	<u>25.6%</u>	<u>4,824</u>	21.3%	51,277,300	23.1%
	機械器具卸売業	<u>682</u>	30.5%	<u>6,589</u>	29.1%	<u>46,215,500</u>	20.8%
	その他の卸売業	<u>495</u>	22.2%	<u>4,868</u>	23.3%	<u>40,837,400</u>	18.4%
	숨 計	2,234	100.0%	<u>22,619</u>	100.0%	221,692,600	100.0%
小売業	各種商品小売業	<u>20</u>	0.4%	<u>2,507</u>	5.5%	×	
	織物・衣服・身の回り品小売業	632	12.3%	3,203	7.0%	<u>4,790,000</u>	5.3%
	飲食料品小売業	<u>1,431</u>	27.9%	<u>17,530</u>	38.6%	23,777,400	26.5%
	機械器具小売業	<u>813</u>	<u>15.8%</u>	<u>5,921</u>	13.0%	<u>18,641,100</u>	20.8%
	その他の小売業	2,240	41.1%	<u>16,273</u>	35.2%	×	
	숨 計	<u>5,136</u>	100.0%	<u>45,434</u>	100.0%	89,576,400	

(出所) 令和3年経済センサス活動調査

以上のように、従来から食料品分野の産業が集積していることに加え、近年では、「農家レストラン」や IT 技術を活用した「スマート農業」など、農業を核とした食 関連産業が創出されている。今後は、食料品の輸出入等や食・農におけるテック系関連を中心にビジネスプランを検討している外国企業の進出が期待できる。

併せて、台湾の「財団法人工業技術研究院」などとのネットワークを活用しながら食料品分野のみならず、機械器具、建築材料など幅広い分野での企業誘致を目指している。

今後も, 誘致活動の展開により企業進出が更に促進されれば, 本市に所在する既存の企業に与える影響は大きく, 当該産業分野の一層の発展が期待できる。

(4) 賃貸借が可能である施設が存在していること (ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。)。

本市が助成の対象として新たに指定する部分は、現在一部が空室となっているため 賃貸借が可能である。(令和5年12月末日現在)

(5) 地方公共団体が当該施設を事業拠点として指定する場合には、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を地方公共団体に提出させること。

当該施設は、外資系企業等が事業所として利用する場合に本市が助成の対象として指定している施設であり、外資系企業等の入居に当たっては、賃貸借契約を行う意志を記した誓約書を所有者から得ている。

なお、外資系企業等からの誓約書については、「規制の特例措置を受ける主体の特

定状況」を添付して省略する。

(6) 本邦に入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを地方出入国在留管理局へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる施設を斡旋する等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。

当該企業が、当該賃貸借契約を行った場合には、新潟市へ「事務所賃借契約書の 写し」を提出させ、本市から速やかに出入国在留管理庁から指定された官署に提出する。

なお、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合における措置については、自社所有の賃貸ビルのいずれかを斡旋できるように「プラーカ1」、「プラーカ2」、「プラーカ3」所有者の木山産業株式会社から承諾を得ている。また、公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会とも連携し、木山産業株式会社以外の所有物件の斡旋についても連携している。

(7) 本邦に入国後, 3 か月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、地方公共団体は、当該事業の開始後1週間以内に地方出入国在留管理局に報告を行うこと。

本市は、外資系企業等に対して本邦に入国後、3か月以内に事業所を設けて事業を 開始するよう求めることとし、開始後1週間以内に当該企業より提出された商業登記 事項証明書(全部事項証明書)等を添付した書面を地方出入国在留管理局へ報告する。

- (8) 当該期間内に事業を開始しない場合は、地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに地方出入国在留管理局に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該地方出入国在留管理局の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力を行うこと。
  - 「4. 特定事業の内容 (7) 事業が開始されなかった場合の措置」参照。